

〇〇〇働きやすい労働環境づくり協議会規約（例）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、「〇〇〇働きやすい労働環境づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を〇〇内（例：〇〇組合内）に置く。

（目的）

第3条 協議会は、地場産業である農業の就労条件改善を推進し、労働力確保を図ることを目的とする。

（活動）

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）働きやすい環境づくり緊急対策（労働力確保体制強化事業）の実施に関すること
- （2）・・・・・・に関すること

第2章 構成員

（構成員）

第5条 協議会の構成員は別紙のとおりとする。

（入会）

第6条 構成員として入会しようとする者は、代表の承認を得なければならない。

（退会）

第7条 構成員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を代表に届け出なければならない。

- 2 構成員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

（除名）

第8条 構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において構成員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

- （1）協議会の名誉をき損し、又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- （2）・・・・・・
- 2 前項の規定により構成員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その構成員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

（役員）

第9条 協議会に次の役員を置く。

- （1）代表1名
- （2）副代表〇名

(3) 会計監事〇名

- 2 代表及び副代表は総会において構成員の互選により選任するものとし、会計監事は、代表が指名するものとする。
- 3 役員の任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 代表は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計監事は、協議会の会計に関する事務を行う。

(事務局) ※必要に応じて

第11条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長1人その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

第4章 総会

(総会)

第12条 総会は、年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員の選出、その他必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、構成員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 総会は、代表が招集し、代表が議長となる。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

第5章 会計

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第14条 協議会の収入は、負担金、補助金及びその他の収入による。

- 2 協議会の支出は、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

(出納及び現金の保管)

第15条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(口座の開設)

第16条 前条に関する口座は、〇〇〇（金融機関名/支店名等）に開設するものとする。

(出納責任者)

第17条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第18条 次の各号に掲げる各事務の区分ごとに当経理責任者を置く。

(事務の区分)	(経理責任者)
(1) 働きやすい環境づくり緊急対策(労働力確保体制強化事業)	〇〇〇〇
(2) に関する事	〇〇〇〇

(帳簿書類の保存及び処分)

第19条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 予算及び決算書類 5年
 - (2) 会計帳簿及び会計伝票 5年
 - (3) 領収書等 5年(領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。)
 - (4) その他書類 〇年
- 2 前項各号の保存期間は、決算完結の日から起算する。
 - 3 第1項各号に掲げる書類の焼却その他の処分を行う場合には、あらかじめ第8条第1項の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。

(会計帳簿の更新)

第20条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第6章 解散

(解散)

第21条 総会の議決に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 協議会が解散した場合は、協議会の収支は解散した日をもって打ち切り、協議会事務局がこれを清算する。

(補則)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、代表が会議に諮って定める。

第23条 この規約は、必要に応じて、協議会において改正できるものとする。

附則

- 1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は、令和〇年〇月〇日までとする。
- 3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、〇〇の承認を得て、別に定める。